

通所型サービスの基準・報酬

1 通所型サービスの基準

指定基準	通所介護と相当サービスを一体的に実施	通所介護とサービスAを一体的に実施	サービスAを単独で実施
人	<p>考え方</p> <p>従事者が専従要件を満たしているときのみ、要支援者(事業対象者)と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす</p>	<p>従事者が専従要件を満たしているときのみ、要介護者数だけで介護給付の基準を満たし、要支援者(事業対象者)にはサービスAの基準を満たす</p>	<p>サービスAの基準を満たす必要がある</p>
員	<p>介護給付の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者 常勤・専従1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上 ・介護職員～15人専従1以上 15人～利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ・機能訓練指導員1以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 常勤・専従1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上 ・介護職員～15人専従1以上 15人～利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ・機能訓練指導員1以上 	
基	<p>総合事業の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者 常勤・専従1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上 ・介護職員～15人専従1以上 15人～利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ・機能訓練指導員1以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 専従1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ・生活相談員 専従1以上(通所介護との兼務可能) ・従事者 ～15人専従1以上 15人～利用者1人に必要数 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 専従1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ・生活相談員 専従1以上 ・従事者 ～15人専従1以上 15人～利用者1人に必要数 ※ 必要な場合に備え、医療機関との連絡体制を確保しておくこと。
例	<p>【例】利用者が要介護者20人、 要支援者(事業対象者)10人の場合</p> <p>→ 介護職員4人以上</p>	<p>【例】利用者が要介護者20人、 要支援者(事業対象者)10人の場合</p> <p>→ 介護職員2人以上 + 従事者1人以上</p>	<p>【例】要支援者(事業対象者)20人の場合</p> <p>→ 従事者2人以上</p>

指定基準		通所介護と相当サービスを一体的に実施	通所介護とサービスAを一体的に実施	サービスAを単独で実施
設備基準	考え方	要支援者(事業対象者)と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす必要がある		サービスAの基準を満たす必要がある
	介護給付の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	
運営基準	総合事業の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	
	運営基準	介護給付の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・衛生管理等 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応・廃止 ・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・衛生管理等 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応・廃止 ・休止の届出と便宜の提供 等
総合事業の基準		<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・衛生管理等 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な場合の個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従業員の清潔の保持、健康状態の管理 ・従業員又は従業員であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な場合の個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従業員の清潔の保持、健康状態の管理 ・従業員又は従業員であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等

2 通所型サービスの報酬

① 通所介護相当サービス

1 通所介護相当サービス費

サービスの種類	対象者	単位	単位数	算定項目
通所型サービス費 1	事業対象者 要支援 1・2	1月 につき	1,647単位	週 1 回程度
		1回 につき	378単位	週 1 回程度 1月の中で全部で4回まで
通所型サービス費 2	事業対象者・ 要支援 2	1月 につき	3,377単位	週 2 回程度
		1回 につき	389単位	週 2 回程度 1月の中で全部で5回から8回まで

注 1 利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に $70/100$ を乗じる。

注 2 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に $70/100$ を乗じる。

注 3 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に $5/100$ を乗じた単位を加算する。

注 4 若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は所定単位数に 1月につき 240 単位を加算する。

注 5 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

(1) 通所型サービス費 1 376 単位

(2) 通所型サービス費 2 752 単位

注 6 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所介護相当サービス費は算定しない。

注 7 利用者が一の事業所において通所介護相当サービスを受けている間は、当該事業所以外の事業所が通所型サービスを行った場合に、第 1 号事業支給費は、算定しない。

2 通所介護相当サービス費に係る加算

ア 生活機能向上グループ活動加算 100 単位 (1 月につき)

イ 運動器機能向上加算 225 単位 (1 月につき)

ウ 栄養改善加算 150 単位 (1 月につき)

エ 口腔機能向上加算 150 単位 (1 月につき)

オ 選択的サービス複数実施加算

(1) 選択的サービス複数実施加算 (I)

① 運動機能向上及び栄養改善 480 単位 (1 月につき)

② 運動器機能向上及び口腔機能向上 480 単位 (1 月につき)

③ 栄養改善及び口腔機能向上 480 単位 (1 月につき)

(2) 選択的サービス複数実施加算 (II)

① 運動機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700 単位 (1 月につき)

カ 事業所評価加算 120 単位 (1 月につき)

キ サービス提供体制強化加算

(1) サービス提供体制強化加算 (I) イ

① 事業対象者・要支援 1 72 単位 (1 月につき)

② 事業対象者・要支援 2 144 単位 (1 月につき)

(2) サービス提供体制強化加算 (I) ロ

① 事業対象者・要支援 1 48 単位 (1 月につき)

② 事業対象者・要支援 2 96 単位 (1 月につき)

(3) サービス提供体制強化加算 (II)

① 事業対象者・要支援 1 24 単位 (1 月につき)

② 事業対象者・要支援 2 48 単位 (1 月につき)

ク 介護職員処遇改善加算

(1) 介護職員処遇改善加算 (I) 所定単位 $\times 40 / 100$

(2) 介護職員処遇改善加算 (II) 所定単位 $\times 22 / 100$

(3) 介護職員処遇改善加算 (III) (2) の $90 / 100$

(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) (2) の $80 / 100$

注 1 クについて、所定単位はアからキまでによる算定した単位数の合計とする。

注 2 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

② 通所型サービスA

1 通所型サービスA

基本部分	対象者	回数	報酬		
			1月あたり	1回あたり	1日あたり
通所型Ⅰa (3時間以上5時間未満)	事業対象者 要支援1 要支援2	週1回 程度	1,059 単位	250 単位	34 単位
通所型Ⅰb (5時間以上)			1,177 単位	278 単位	38 単位
通所型Ⅱa (3時間以上5時間未満)	事業対象者(*) 要支援2	週2回 程度	2,193 単位	260 単位	72 単位
通所型Ⅱb (5時間以上)			*ケアマネジメントによる	2,437 単位	289 単位

注1 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービスAは算定しない。

注2 利用者が一の事業所において通所型サービスAを受けている間は、当該事業所以外の事業所が通所型サービスを行った場合に、第1号事業支給費は算定しない。

2 通所型サービスAに係る加算

加算	単位数	備考
送迎加算	25 単位	<p>利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき25単位を所定単位数に加算する。</p> <p>注1 通所型Ⅰを算定している場合において、1月における算定回数上限は、8回までとする。</p> <p>注2 通所型Ⅱを算定している場合において、1月における算定回数上限は、18回までとする。</p>

加算	単位数	備考
入浴加算	25 単位	<p>入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助を実施すると市に届け出て入浴介助を行った場合は、1日につき25単位を所定単位数に加算する。</p> <p>注1 通所型Ⅰを算定している場合において、1月における算定回数上限は、4回までとする。</p> <p>注2 通所型Ⅱを算定している場合において、1月における算定回数上限は、9回までとする。</p>

加算	単位数	備考
人員配置加算	人員配置加算Ⅰ ：100単位 人員配置加算Ⅱ ：195単位	省令第140条の63の6第1項第1号イに規定する基準の例による基準に適合する人員配置を行っている場合は、1月につき次に掲げる単位を所定単位数に加算する。 (1) 人員配置加算Ⅰ 通所型Ⅰを算定している場合において加算する。 (2) 人員配置加算Ⅱ 通所型Ⅱを算定している場合において加算する。 * 1回ごとの場合は、25単位を加算（上限は左記単位数）

加算	単位数	備考
個別サービス 計画加算	70 単位	三芳町通所型サービス基準要綱 に規定する通所型サービス個別計画を作成し、次に掲げる基準に適合している場合は、1月につき所定単位数に加算する。 (1) 通所型サービスAの管理者（以下「管理者」という。）が、通所型サービス個別計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、ケアプランを作成している包括等に報告するとともに、3月に1回程度、モニタリングを行っている。 (2) 管理者が、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係るケアプランを作成した包括等に報告している。 (3) 管理者が、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービス個別計画の変更を行っている。

加算	単位数	備考
運動器機能 向上加算	225 単位	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして町に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。 (1) 専ら通所型サービスAの職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。 (2) 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。 (3) 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。 (4) 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。 (5) 定員超過となっていないこと。

加算	単位数	備考
若年性認知症利用者受入加算	240 単位	受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定め、通所型サービスAを行った場合に1月につき所定単位数を加算する。

加算	単位数	備考
生活機能向上グループ加算	100 単位	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして町に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。 (1) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他事業所の通所型サービスAの従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した個別サービス計画を作成していること。 (2) 個別サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。 (3) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

加算	単位数	備考
栄養改善加算	150 単位	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして町に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。 (1) 管理栄養士を1名以上配置していること。 (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。 (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 (4) 定員超過となっていないこと。

加算	単位数	備考
口腔機能向上加算	150 単位	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして町に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>(1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の方が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。</p> <p>(4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>(5) 定員超過となっていないこと。</p>

加算	単位数	備考
選択的サービス複数実施加算	<p>選択的サービス複数実施加算Ⅰ： 480 単位</p> <p>選択的サービス複数実施加算Ⅱ： 700 単位</p>	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして町に届け出た事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス（以下「選択的サービス」という。）のうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき左欄に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、左欄に掲げる加算は算定しない。また、左欄に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては左欄に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 選択的サービス複数実施加算Ⅰ</p> <p>ア 選択的サービスのうち、2種類のサービスを実施していること。</p> <p>イ 利用者が通所型サービスAの提供を受けた日において、当該利用者に対し、選択的サービスを行っていること。</p> <p>ウ 利用者に対し、選択的サービスのうちいずれかのサービスを1月につき2回以上行っていること。</p> <p>(2) 選択的サービス複数実施加算Ⅱ</p> <p>ア 選択的サービスのうち3種類のサービスを実施していること。</p> <p>イ (1)イ及びウの基準に適合すること。</p>

加算	単位数	備考
事業所評価加算	120 単位	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして町に届け出た事業所において、評価対象期間（当該加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（基準に適合しているものとして届け出た年においては、届出の日

		<p>から同年12月までの期間)の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>(1) 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス(以下「選択的サービス」という。)を行っていること。</p> <p>(2) 評価対象期間における通所型サービスAの利用実人数(要支援認定者に限る。)が10名以上であること。</p> <p>(3) 評価対象期間における当該通所型サービスAの提供する選択的サービスの利用実人数(要支援認定者に限る。)を当該事業所の利用実人数(要支援認定者に限る。)で除して得た額が0.6以上であること。</p> <p>(4) イの規定により算定した数をアに規定する数で除して得た数が0.7以上であること。</p> <p>ア 評価対象期間において、当該事業所の提供する選択的サービスを3ヶ月以上利用し、かつ、当該サービスを利用した後、要支援更新認定等を受けた者の数</p> <p>イ 選択的サービスを利用した後、要支援更新認定等において、前の要支援状態区分と比較して、要支援状態区分に変更がなかった者の数に、要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援2の者であって、要支援更新認定等により要支援1又は非該当と判定されたもの又は要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援1の者であって、要支援更新認定等により非該当と判定されたものの人数の合計に2を乗じて得た数を加えたもの。</p>
--	--	--

加算	単位数	備考
サービス提供体制加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ (イ) 通所型Ⅰ： 72単位 通所型Ⅱ： 144単位 *1回につき18単位	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして町に届け出た事業所が、利用者に対し通所型サービスAを行った場合は、当該基準に掲げる区分に応じて1月につき左欄に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ(イ) 次のいずれにも適合すること。 ア 通所型サービスAの介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 イ 定員超過となっていないこと。
	サービス提供体制強化加算Ⅰ (ロ) 通所型Ⅰ： 48単位 通所型Ⅱ： 96単位 *1回につき12単位	(2) サービス提供体制強化加算Ⅰ(ロ) 次のいずれにも適合すること。 ア 通所型サービスAの介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。 イ 定員超過となっていないこと。
	サービス提供体制強化加算Ⅱ 通所型Ⅰ： 24単位 通所型Ⅱ： 48単位 *1回につき6単位	(3) サービス提供体制強化加算Ⅱ(イ) 次のいずれにも適合すること。 ア 通所型サービスAを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 イ 定員超過となっていないこと。

加算	単位数	備考
処遇改善加算Ⅰ	15 単位	厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示957号）（旧介護予防通所介護に係るものに限る。）の例により各区分の基準に適合すると市に届出ている事業所は、通所型サービスAを提供するごとに各区分の単位数を加算する。
処遇改善加算Ⅱ	8 単位	
処遇改善加算Ⅲ	7 単位	